

保 発 0 6 1 4 第 1 号
平成 28 年 6 月 14 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正について

国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号。以下「指針」という。）については、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（平成 28 年厚生労働省告示第 248 号）が本日公表され、同日から適用されるが、その改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴管内保険者及び関係団体への周知に遺漏のなきよう配慮されたい。

なお、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 308 号）及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 26 年厚生労働省告示第 141 号）についても指針の一部改正に準じた改正を行ったことを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

市町村及び国民健康保険組合（以下「保険者」という。）は保険料の賦課・徴収や被保険者の資格管理などの役割があるほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）を行うよう努めることとされており、指針では、保険者が行う保健事業の適切かつ有効な実施を図るため、保健事業の基本的な考え方を示している。

平成 27 年 5 月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の改正により、保険者が行う保健事業として、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援が明記される等、保健事業に係る規定が改正された。これを踏まえ、指針の一部を改正する。

第二 改正の主な内容

近年、一部の保険者において、被保険者本人が自主的に健康管理に取り組んだ場合や、特定健康診査・特定保健指導を継続して受けた場合等にヘルスケアポイントを付与し、ポイント数に応じて健康づくりに役立つ商品を提供する等の被保険者本人が自主的に健康管理に取り組むインセンティブを付与する取組が行われている。改正法においては、こうした被保険者の自主的な健康管理を促すインセンティブを提供する取組が保健事業の範疇であることを国民健康保険法に規定し、保健事業の更なる推進を図ることとした。

改正法を踏まえ、指針においても、健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援として、上記のヘルスケアポイントの付与等のインセンティブを保険者が提供する上で留意すべき事項を記載する。

また、平成 27 年 7 月に、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図ることを目的として、民間主導の活動体である「日本健康会議」が発足し、自治体、企業及び保険者等における先進的な取組を横展開するため、「健康なまち・職場づくり宣言 2020」が採択され、官民を挙げて、その取組の推進が図られている。こうした取組が指針の改正の背景にあることを踏まえ、指針において、日本健康会議の取組についての事項を記載する。

平成 26 年 6 月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）が改正され、同法に、保険者協議会が法定化されたが、これを踏まえ、指針においても保険者協議会の法律上の規定を明記する。

第三 適用期日

公布日